

静岡県教育委員会告示第11号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後																																				
<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保育ソーシャルワーカー</td> <td>幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</td> </tr> <tr> <td>インクルーシブ支援員</td> <td>特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td>国際交流アドバイザー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スーパーサイエンスハイスクール</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		スクールソーシャルワーカー	(略)	保育ソーシャルワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務	インクルーシブ支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務	国際交流アドバイザー	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スーパーサイエンスハイスクール	(略)	<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>国際交流アドバイザー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>スーパーサイエンスハイスクール</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		スクールソーシャルワーカー	(略)	国際交流アドバイザー	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スーパーサイエンスハイスクール	(略)
職員の区分	職務内容																																				
(略)																																					
スクールソーシャルワーカー	(略)																																				
保育ソーシャルワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務																																				
インクルーシブ支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務																																				
国際交流アドバイザー	(略)																																				
(略)																																					
職員の区分	職務内容																																				
(略)																																					
スーパーサイエンスハイスクール	(略)																																				
職員の区分	職務内容																																				
(略)																																					
スクールソーシャルワーカー	(略)																																				
国際交流アドバイザー	(略)																																				
(略)																																					
職員の区分	職務内容																																				
(略)																																					
スーパーサイエンスハイスクール	(略)																																				

コーディネーター	
非常勤嘱託員	(略)

(3) 市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）

職員の区分	職務内容
(略)	
外国人児童生徒相談員	(略)
非常勤講師 ( <u>学び方支援等</u> )	<u>児童生徒の学習指導の充実に 関する業務</u>
学び方支援サポーター	(略)
(略)	
学校運営支援員	(略)

別表第1 (略)

職員の区分			報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	(略)

コーディネーター	
<u>カリキュラムマネージャー</u>	<u>教育課程のコーディネーター等に関する業務</u>
非常勤嘱託員	(略)

(3) 市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）

職員の区分	職務内容
(略)	
外国人児童生徒相談員	(略)
学び方支援サポーター	(略)
(略)	
学校運営支援員	(略)
<u>小1スマイルサポーター</u>	<u>小学校1年生の児童に対する学習支援等の充実に 関する業務</u>

別表第1 (略)

職員の区分			報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	(略)		
	スクールソーシャルワーカー	(略)	(略)

	保育ソーシャルワーカー	社会福祉士、 精神保健福祉士等専門的な資格を有する者	3,000円	
		上記以外	1,500円	
	インクルーシブ支援員		1,034円	
	国際交流アドバイザー		(略)	
(略)				
県立学校に勤務する職員	非常勤講師		2,830円	
	(略)			
	初任者研修指導員(養護)		2,830円	
	初任者研修指導員(栄養)			
	(略)			
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		(略)	
小学校等に勤務する職員	非常勤講師		2,830円	
	初任者研修指導員(養護)		2,830円	
	初任者研修指導員(栄養)			
	(略)			
		外国人児童生徒相談員		(略)
		非常勤講師(学び方支援等)		2,780円
		学び方支援サポーター		(略)
		スクール・サポート・スタッフ		(略)
(略)				

別表第2 (略)

職員の区分		報酬額
外国語指導講師	来日1年目	月額28万
	来日2年目	月額30万
	来日3年目	月額32万5千円
	来日4年目以上	月額33万円

	国際交流アドバイザー		(略)	
	(略)			
	非常勤講師		2,860円	
県立学校に勤務する職員	(略)			
	初任者研修指導員(養護)		2,860円	
	初任者研修指導員(栄養)			
	(略)			
		スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター		(略)
	カリキュラムマネージャー		2,860円	
小学校等に勤務する職員	非常勤講師		2,860円	
	初任者研修指導員(養護)		2,860円	
	初任者研修指導員(栄養)			
	(略)			
		外国人児童生徒相談員		(略)
		学び方支援サポーター		(略)
		スクール・サポート・スタッフ		(略)
		小1スマイルサポーター		1,034円
(略)				

別表第2 (略)

職員の区分		報酬額
外国語指導講師	来日1年目	月額33万5千円
	来日2年目	月額34万5千円
	来日3年目	月額35万5千円
	来日4年目以上	月額36万円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。